

介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件について

R3.3.9 指導監査課

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件における「見える化要件」については、原則として介護サービスの情報公表制度を活用し、①特定処遇改善加算の取得状況を報告し、②賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載することが必要となります。

なお、情報公表制度における報告の対象となっていない場合については、各事業者のホームページへの掲載、事業所・施設の建物内の入口付近などへの提示等、外部の者が閲覧可能な形で公表することが必要となります。

当該要件については、令和2年度より正式に算定要件となっているため、計画書に記載した方法により、まだ公表を行っていない事業所については、令和3年3月末までに掲載等していただきますようお願いいたします。

【公表の方法】

(1) 介護サービス情報公表システム

①特定処遇改善加算の取得状況の報告について

- ・「事業所の概要」中の「介護報酬の加算状況」欄において、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を「あり」にする。

②賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容の記載について

- ・「事業所の特色」中の「賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容」欄において、処遇改善加算及び特定処遇改善加算の職場環境等要件の各項目の中から、事業所で取り組む項目について「あり」「なし」を選択する。

(2) ホームページへの掲載，その他の方法による提示等

- (1) と同様の内容を掲載等する。